

町では、九月一日付けで次の職員を採用したので紹介します。



奥出雲病院 看護師
田中 博治

地域の皆様に親しまれる職員としてがんばってまいります。



奥出雲病院 看護師
藤原ひろ美

心のこもった看護が提供できるようなります。



奥出雲病院 診療放射線技師
小林 健太

奥出雲病院、奥出雲町のため精一杯がんばります。

老人保健医療受給者の皆様へ

高齢者の患者負担の見直し等により老人保健制度が一部改正となり、平成18年10月1日から施行されます。

- 1, 該当の方への「老人保健医療受給者証」は、すでに更新しお送りしていますのでご確認ください。
- 2, 一定以上所得者の自己負担割合は、次のとおりです。
 - ・現役並み所得のある一定以上所得者の自己負担割合は3割となります。一定以上所得者以外は1割のままです。

所得区分	自己負担割合	一定以上所得者は、同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の人がいる人です。
一定以上所得者	3割	
一般、低所得	1割	

- 3, 老人医療費の1カ月の自己負担限度額は次の表のとおりです。

所得区分	自己負担限度額		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
一定以上の所得がある方 〔現役並み所得者〕 (3割負担)	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 *過去12カ月間に4回以上の限度額を超えた分の支給があった場合、4回目以降44,400円	
一般の方 (1割負担)	12,000円	44,400円	
住民税非課税世帯の方	低所得 (1割負担)	8,000円	24,600円
	低所得 (1割負担)		15,000円

- 4, 高額医療費の払い戻しについては、該当の方に通知をいたします。
 - ・診療月別に自己負担限度額を超えた本人の支払分について払い戻しをいたします。
 - ・個人又は世帯別に通知をいたしますので、役場窓口で請求手続きを行って下さい。
 - ・印鑑と預金通帳(郵便局を除く)、保険証、老人医療受給者証が必要です。
- 5, 住民税非課税世帯で、入院される場合には、「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。
 - ・この「減額認定証」があると、入院時の一部負担金と食事代が減額になります。
 - ・有効期限は、毎年8月1日から翌年の7月31日まで。毎年更新手続きが必要です。
 - ・手続きには、保険証、老人医療受給者証、印鑑が必要。(随時受付しています。)
 - 仁多庁舎は健康福祉課、横田庁舎は町民課にて交付します。
- 6, 保険証が変わったときは、医療機関と役場へ届けをして下さい。
 - ・新しい保険証と印鑑が必要です。
- 7, 受診の際には、医療機関にて保険証、老人医療受給者証、減額認定証、健康手帳を窓口で提示し確認を受けて下さい。

ご不明なことにつきましては、役場健康福祉課老人保健担当(電話0854-54-2781、情報31-5123)へお問い合わせ下さい。

～地域に貢献 社会に貢献 土地活用～

10月は「土地月間」です。これにあわせ(社)島根県不動産鑑定士協会による土地の評価などについての無料相談会が開催されます。お気軽にお出かけ下さい。

	日 時	場 所
松江会場	平成18年10月3日(火) 10:00~15:00	島根県市町村振興センター 6階 中会議室
出雲会場	平成18年10月3日(火) 10:00~15:00	島根県出雲合同庁舎 2階 201会議室

- (相談例)
- ・地価について
 - ・土地のほか建物の評価、また地代・家賃・借地権といった土地建物に関わる権利の評価について
 - ・売買・交換・賃貸にあたっての適正価格(賃料)の把握、競公買の売却価格の把握、担保価値の把握についてなど



わかります暮らしと社会の未来地図

平成18年10月20日現在で 社会生活基本調査 を実施します

全国から抽出された約8万世帯を対象に、1日の生活時間の配分やインターネットの利用、学習・研究、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽などの生活行動について調査します。その調査結果は、国民生活の向上を図る各種行政施策を立案する際の基礎資料となります。調査の対象となる世帯には、統計調査員が伺い調査票の記入をお願いいたしますので、よろしくご協力ください。本町では総務省にて無作為に選出された3自治会が調査対象となります。

仁多地域・・・上三所西部自治会、角木・乙多田自治会
横田地域・・・山郡自治会

総務省統計局・島根県・奥出雲町
<http://www.stat.go.jp/>
(担当) 政策企画課 電話54-2523 情報31-5252

10月1日に平成18年事業所・企業統計調査が実施されます。全国すべての事業所や企業が対象です。



この統計調査は、商店や工場、営業所、事務所、銀行、学校、旅館、学習塾、病院、寺院など、すべての事業所が対象となる大規模な統計調査です。

産業別や従業者規模別の基本構成を明らかにし、これからの行政を考える重要な基礎資料となります。



調査へのご協力をお願いします。

総務省統計局・島根県・奥出雲町

お問い合わせ先：仁多庁舎 政策企画課 電話54-2523 情報31-5252